

令和 7 年度
いわき市立平第三中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けて基本的な姿勢

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 「学校」 3 「児童等」 4 「保護者」の規定は略

文部科学省「いじめの防止などのための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）の改定について より

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。（中略）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

「いじめはどの学校にも、どのクラスでも、どの生徒にも起こりえる」という基本認識を持ち、全校生徒がいじめのない明るく楽しい学校生活を送れるようにするために、いじめ基本方針を策定した。

2 いじめ防止の校内組織の設置

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図るため、いじめ防止対策委員会を組織する。いじめ防止対策委員会のメンバーは、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、SSR 担当教員等とする。

- (1) 週 1 回の生徒指導委員会の際にいじめ防止対策委員会も実施する。また、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- (2) いじめ未然防止の推進、基本方針に定める措置の実施、進捗状況の確認、実施状況の評価を行う。
- (3) いじめに関する通報を受付、いじめ事案の調査及び対処を行う。

3 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 学校で

好ましい人間関係の構築、絆づくり、居場所づくり、自己肯定感を育てる。

- ① 生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに、学校全体で取り組む。教職員が生徒を大切にし、愛情を持ち、温かい学級経営や教育活動を開する。

- ② すべての生徒が参加できる授業や全ての生徒が活躍できる授業、わかりやすい授業を心がけ、学習に対する達成感・成就感を育てるように努める。
- ③ 道徳の授業を核に、人権教育、情報モラル、正しい判断力の育成、個々の価値観の理解等、充実を図る。道徳でいじめに関する授業を全学年で計画的に実施する。
- ④ いじめ防止の啓発として、人権作文やいじめ絶滅標語・ポスターコンクールへの参加を図る。
- ⑤ 生徒会活動やボランティア活動への積極的な参加。生徒会によるいじめ防止の啓発運動の実施。
- ⑥ 体験活動の充実。
- ⑦ いじめ防止集会の開催

(2) 家庭で

- ① 家族が一緒に食事をしたり、会話をしたりする機会を増やすなど、一緒に過ごす時間を大切にするよう努める。
- ② 家庭での仕事や家事を役割分担するなどして、家族の一員であることや、かけがえのない存在であることを実感させる。
- ③ 学校行事やP T A活動に積極的に参加し、保護者間でのコミュニケーションも大切にする。また、ホームページや学年・学級通信で学校の様子を確認することで、できるだけ学校の取り組みや現状を把握するように努める。
- ④ 交友関係を理解したり、休日の過ごし方等もできるだけ把握したりするように努める。特にスマホを買い与えている場合は、必要な約束を決め、使用状況やS N S等でのトラブルがないか、常に把握し、しっかり管理に努める。

(3) 地域で

- ① 地域での企画を充実させるなど、体験活動の充実に努める。
- ② 不審な行動が見られたときには、すぐに学校へ連絡する。

4 いじめの早期発見

(1) 学校で

- ① 生徒理解と日常の観察、教職員の協力体制
 - ・ 全ての教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行い、些細な変化を見逃さない鋭い感覚を身につける。(アンテナを高く持つ)
※ 朝の様子、生活の記録、休憩時間や給食のときの様子の観察など、当たり前にに行っていることを更に意識的に行う。部活動の際には顧問が注意して観察する。(トラブル、嫌な仕事を押しつけてないか等)
 - ・ 教師の目だけでは、見落としもある。学級役員、学年のリーダー集団、級友たちからの情報も積極的に取り入れ、生徒の人間関係等の把握に努める。
 - ・ 気になる変化が見られたら(おかしいと感じたら)、できるだけ早く情報を学年間等で共有し、より多くの目で生徒を見守り、対応できるように努める。
 - ・ 心配な際には複数で教師が関わり、問題の有無を確かめる。

② 困りごと調査・いじめ調査の実施

- ・ 生徒対象に、困りごと調査（いじめ被害調査）を実施する。
(4・5月、7月、8月、10月、1月)
- ・ 保護者対象に、三者面談用相談カード等を配布し、いじめの調査を行う。
(4・5月、9月)
- ・ 教職員による不適切な言動が、いじめにつながることがないよう研鑽する。

③ 相談体制の確立

- ・ 二者教育相談を9月に、三者懇談を7・12月に実施し、学級担任が直接本人や保護者と面談し、日常の様子を確認する。その中で、必要に応じてスクールカウンセラーと連携し、対応する。

(2) 家庭で

- ① 次のような、わずかな変化を見逃さないように努める。
身体面：表情、衣服の汚れ、あざ、物の紛失、破損、等々
行動面：不眠、昼夜逆転、登校しぶり、暴言、暴力、金銭の使い方の変化 等々
精神面：気分の落ち込み、無気力、感情の高ぶり、等々
- ② 気になることがあった際には担任（学校）へ相談する。学校との連携を密にする。

5 いじめに対する措置

いじめの疑いがある行為が発見された場合や、いじめに関する相談を受けた際には、いじめ対策委員会に報告する。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。また、委員会の判断のもとで、いじめた側といじめられた側に対して、次のように対応することを基本とする。

【いじめられた側（本人）に対して】

- 本人や周囲から聞き取りを行い、身体的・精神的な被害の把握に努め、迅速に初期対応を行う。苦しかった、つらかった気持ちへの共感と、いじめから全力で守りぬく姿勢を示す。
- 休憩時間や登下校時の巡回を強化する。
- いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- スクールカウンセラーとの連携を図る。
- 繼続して支援していく。

【いじめられた側（保護者）に対して】

- 保護者に把握した事実を伝え、子どもを守りぬくという姿勢を示す。
- 問題解決に向けて、学校の方針と理解を求める。
- 本人と同様に支援していく。

【いじめた側（本人）に対して】

- 事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でのぞむ。
- 明らかな場合も、一方的に、始めからいじめ加害者と断定するのではなく、本人からいじめてしまったと認めさせる指導に心がける。特に、加害者が、ごまかしたり、いじめの認識がない（ふざけ等）時は、相手の立場に立たせて、ていねいに納得させることがその後の解決や再発防止に重要な対応である。

- いじめの理由には時に共感しながら、背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- 必要に応じて、教育相談やカウンセラーとの面談を行ったり、関係機関（警察署、児童相談所）との連携も図る。
- 限度を超える場合は、出席停止や一定期間別室登校をさせるなどの措置を行うことも考える。

【いじめた側（保護者）に対して】

- いじめられた子どもを守る対応をすることへの理解を求める、いじめた本人（今後も含めて）を支援していく姿勢も示す。
- 保護者に把握した事実を伝える。その際、事実を冷静に受け止めてもらうこと、子どもの言い分を十分に聞いてもらうことも伝える。この際、本人、保護者、学校で、事実について一堂に会して事実の確認を行うのが望ましい。
- 問題解決に向けて、保護者の意思も理解しながら、学校の方針に協力を求める。
- 被害児童・保護者へ適切に対応（謝罪等）することを伝える。
- 本人と同様に継続して助言していく。

【直接関係のない生徒・学級・集団に対して】

- いじめは断固として許されない行為であることを再確認させる。
- いじめ等、気になることがあれば、日常的に必ず知らせることを指導する。
- 傍観することがいじめに加担することと同じであることを考えさせ、いじめられた生徒への苦しさを理解できるよう働きかける。
- 言いなりにならず、自らの意思で行動することの大切さに気付かせる。

6 インターネット上で行われるいじめへの対策

(1) 未然防止について

- 保護者が、スマホ等を与えている場合は、必要な約束を決め、使用状況やSNS等でのトラブルがないか、常に把握し、しっかり管理に努めるよう協力を願う。
- メディア教育指導員会や中央署の職員等から、インターネットやLINE等の正しい使い方等について指導していただく機会を設ける。
- 保護者にも携帯電話等の使い方やインターネットを使用する際の留意点について通知し、協力をいただく。
- 授業を通して、情報モラル教育を適切に行う。

(2) 不適切な書き込みが行われ、いじめと判断される場合

① 人物を特定できる場合

- ・ 書き込んだ理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- ・ 保護者に連絡し、保護者との連携を図る。

② 人物を特定できない場合

- ・ いわき市教育委員会、警察署との連携を図る。
- ※ 学校単独で対応することが困難と判断した場合には、いわき市教育委員会、警察署に相談しながら対応を考える。

7 教育委員会や関係機関との連携

- (1) いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が出た疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合には、速やかにいわき市教育委員会に報告し、対処について相談する。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには、いわき市教育委員会及び、中央警察署と連携して対処する。

8 保護者への連絡と支援・援助

- (1) いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (2) いじめの関係者間における争いを生じさせないようにするため、いじめ事案に係る情報を関係する保護者と共有するよう努める。

9 学校評価の実施

いじめ問題の取り組みについて自己評価を行う。また学校評価と合わせて、結果を公表する。

10 1年間の取り組み（案）

- | | |
|------|---------------------------|
| 4.5月 | 第1回困りごと調査（生徒） |
| | 家庭訪問 |
| | いじめ防止集会（1年生） |
| 6月 | 第1回困りごと調査（保護者） |
| 7月 | 三者懇談 |
| | いじめ絶滅標語・ポスターコンクールへの参加よびかけ |
| | 第2回困りごと調査（生徒） |
| 9月 | 第3回困りごと調査（生徒） |
| | 二者教育相談 |
| | いじめ絶滅標語・ポスターコンクールへの出品 |
| 11月 | 三者懇談 |
| | 第3回困りごと調査（生徒） |
| 12月 | 学校評価アンケート（生徒・保護者） |
| 1月 | 第4回困りごと調査（生徒） |
| 3月 | 第5回困りごと調査（生徒 1.2年生） |